

議 第 44 号

令和 5 年 2 月 20 日提出

熊本市立幼稚園条例の一部改正について

熊本市立幼稚園条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市立幼稚園条例の一部を改正する条例

熊本市立幼稚園条例（昭和 39 年条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表熊本市立向山幼稚園の項中「（通級による指導をする教室にあっては、同区魚屋町 1 丁目 9 番地）」を削る。

第 3 条第 2 項中「、当該」を「当該」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

熊本市立向山幼稚園のことばの教室の移転に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

○ 熊本市立幼稚園条例（昭和３９年条例第３９号）新旧対照表

改正後（案）	現行	備考																												
（設置） 第1条 本市は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき幼稚園を設置する。 （名称及び位置） 第2条 本市が設置する幼稚園（以下「幼稚園」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>熊本市立碩台幼稚園</td><td>熊本市中央区南千反畑町15番23号</td></tr><tr><td>熊本市立一新幼稚園</td><td>熊本市中央区新町1丁目10番38号</td></tr><tr><td>熊本市立向山幼稚園</td><td>熊本市中央区本山4丁目5番2号 _____</td></tr><tr><td>熊本市立川尻幼稚園</td><td>熊本市南区川尻4丁目1番70号</td></tr><tr><td>熊本市立楠幼稚園</td><td>熊本市北区楠3丁目6番1号</td></tr><tr><td>熊本市立隈庄幼稚園</td><td>熊本市南区城南町宮地1009番地</td></tr></table> （入園許可） 第3条 入園を希望する者は、教育委員会の許可を受けなければならない。 2 入園を希望する者の数が <u>当該</u>幼稚園の定員を超える場合は、選考の上、入園を許可する。	名称	位置	熊本市立碩台幼稚園	熊本市中央区南千反畑町15番23号	熊本市立一新幼稚園	熊本市中央区新町1丁目10番38号	熊本市立向山幼稚園	熊本市中央区本山4丁目5番2号 _____	熊本市立川尻幼稚園	熊本市南区川尻4丁目1番70号	熊本市立楠幼稚園	熊本市北区楠3丁目6番1号	熊本市立隈庄幼稚園	熊本市南区城南町宮地1009番地	（設置） 第1条 本市は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき幼稚園を設置する。 （名称及び位置） 第2条 本市が設置する幼稚園（以下「幼稚園」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>熊本市立碩台幼稚園</td><td>熊本市中央区南千反畑町15番23号</td></tr><tr><td>熊本市立一新幼稚園</td><td>熊本市中央区新町1丁目10番38号</td></tr><tr><td>熊本市立向山幼稚園</td><td>熊本市中央区本山4丁目5番2号 <u>(通級による指導をする教室にあつては、同区魚屋町1丁目9番地)</u></td></tr><tr><td>熊本市立川尻幼稚園</td><td>熊本市南区川尻4丁目1番70号</td></tr><tr><td>熊本市立楠幼稚園</td><td>熊本市北区楠3丁目6番1号</td></tr><tr><td>熊本市立隈庄幼稚園</td><td>熊本市南区城南町宮地1009番地</td></tr></table> （入園許可） 第3条 入園を希望する者は、教育委員会の許可を受けなければならない。 2 入園を希望する者の数が <u>当該</u>幼稚園の定員を超える場合は、選考の上、入園を許可する。	名称	位置	熊本市立碩台幼稚園	熊本市中央区南千反畑町15番23号	熊本市立一新幼稚園	熊本市中央区新町1丁目10番38号	熊本市立向山幼稚園	熊本市中央区本山4丁目5番2号 <u>(通級による指導をする教室にあつては、同区魚屋町1丁目9番地)</u>	熊本市立川尻幼稚園	熊本市南区川尻4丁目1番70号	熊本市立楠幼稚園	熊本市北区楠3丁目6番1号	熊本市立隈庄幼稚園	熊本市南区城南町宮地1009番地	「ことばの教室」の拡充に伴う改正。 現在2園（碩台・向山） ↓ すべての市立幼稚園に順次設置
名称	位置																													
熊本市立碩台幼稚園	熊本市中央区南千反畑町15番23号																													
熊本市立一新幼稚園	熊本市中央区新町1丁目10番38号																													
熊本市立向山幼稚園	熊本市中央区本山4丁目5番2号 _____																													
熊本市立川尻幼稚園	熊本市南区川尻4丁目1番70号																													
熊本市立楠幼稚園	熊本市北区楠3丁目6番1号																													
熊本市立隈庄幼稚園	熊本市南区城南町宮地1009番地																													
名称	位置																													
熊本市立碩台幼稚園	熊本市中央区南千反畑町15番23号																													
熊本市立一新幼稚園	熊本市中央区新町1丁目10番38号																													
熊本市立向山幼稚園	熊本市中央区本山4丁目5番2号 <u>(通級による指導をする教室にあつては、同区魚屋町1丁目9番地)</u>																													
熊本市立川尻幼稚園	熊本市南区川尻4丁目1番70号																													
熊本市立楠幼稚園	熊本市北区楠3丁目6番1号																													
熊本市立隈庄幼稚園	熊本市南区城南町宮地1009番地																													

第4条（略）	第4条（略）	
--------	--------	--

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。